

宇治市未来につなぐ都市づくりプラン（立地適正化計画）

による届出制度の運用開始（令和6年3月29日より）のお知らせ

宇治市は人口密度が高く、公共交通が複数ありますが、今後、人口減少・少子高齢化が進行すると、公共交通や医療・福祉・商業等の都市サービス施設の維持が困難となることが予想されます。そのため、都市の機能を維持し、だれもが安心して快適に暮らし続けることができるまちとするため、新たに「宇治市未来につなぐ都市づくりプラン」（立地適正化計画）を策定しました。

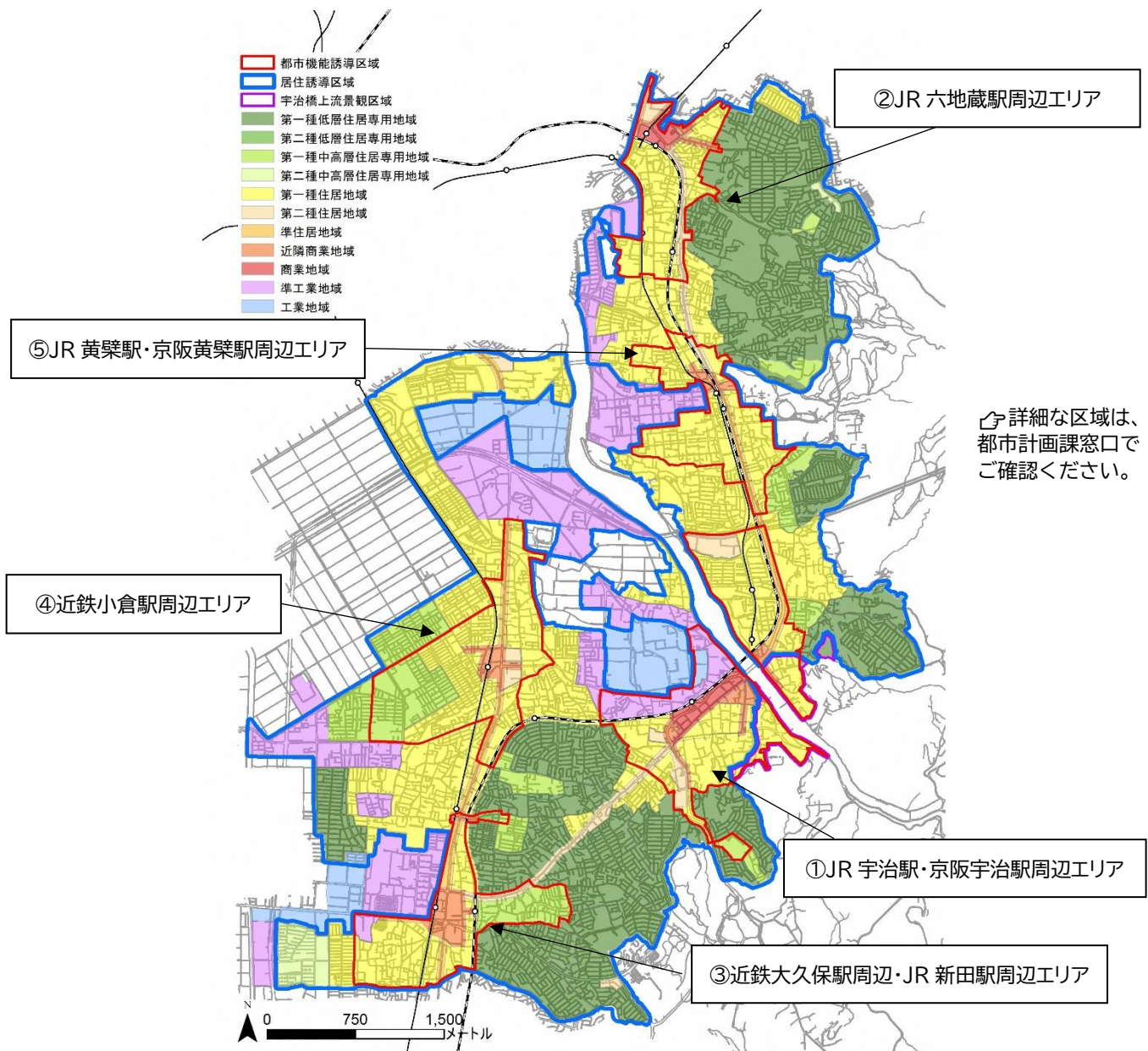
これにより、都市再生特別措置法第88条第1項、第108条第1項及び第108条の2第1項に基づき、立地適正化計画に定める居住誘導区域外における住宅開発等や、都市機能誘導区域外における誘導施設の立地に係る建築行為等を行う場合には、**事前に届出が必要**になります。

1. 宇治市未来につなぐ都市づくりプランにおける誘導区域

宇治市未来につなぐ都市づくりプランでは、

◎安全で暮らしやすい場所として居住を誘導する区域（居住誘導区域）

◎人が集まりやすい場所に生活の利便性が向上する都市サービス施設を誘導する区域（都市機能誘導区域）を定めています。



2. 届出が必要な行為について

以下の行為について、着手の30日前までに、行為の種類や場所等について市長への届出が必要となります。

■届出対象となる行為

(1) 建築等の届出

対象用途	対象区域	対象行為	
		開発行為	建築等行為
住宅	居住誘導区域外	<ul style="list-style-type: none">・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為・1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	<ul style="list-style-type: none">・3戸以上の住宅を新築しようとする場合・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合
誘導施設	都市機能誘導区域外	<ul style="list-style-type: none">・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為	<ul style="list-style-type: none">・都市機能誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合・建築物を改築し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合・建築物の用途を変更し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合

(2) 休廃止の届出

対象用途	対象区域	対象行為
		休止・廃止
誘導施設	都市機能誘導区域内	<ul style="list-style-type: none">・誘導施設を休止または廃止する場合 (休止・廃止する施設が誘導施設として定められている都市機能誘導区域)

なお、各誘導区域で届出対象となる誘導施設が異なりますので、詳細は届出の手引き等でご確認ください。

■届出時期

(1) 建築等の届出

- ・対象となる開発行為、建築等行為に着手する日の30日前までに届出を行ってください。

(2) 休廃止の届出

- ・誘導施設を休止または廃止する日の30日前までに届出を行ってください。

3. 届出の提出先・お問合せ先

宇治市都市整備部都市計画課
〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地
Tel : 0774-20-8743 Fax : 0774-21-0409
✉ : toshikeikakuka@city.uji.kyoto.jp

詳細についてはこちらで
ご確認ください。

